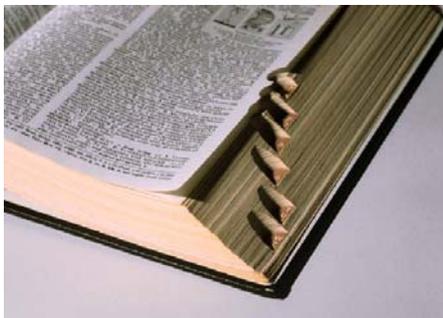


アーキビスト (Archivist)



現在の日本において「アーキビスト」という用語は、印刷刊行されている広辞苑や一般的な国語辞典などの見出し語になっておらず、インターネット上の辞書などで検索してようやく数件がヒットする程度です。例えば、「永久保存価値のある情報を査定、収集、整理、保存、管理し、閲覧できるよう整える専門職」(ウィキペディア) や「公文書館などで調査研究にあたる専門職員」(大辞泉)

などと説明されています。このように日本での認知度は低いアーキビストですが、諸外国では図書館の専門職ライブラリアン(司書)や博物館の専門職キュレーター(学芸員)とならんでアーカイブズ(文書館等)の専門職としてのアーキビストの存在が広く認知されています。

今年4月、日本では公文書管理法(公文書等の管理に関する法律)が施行されました。これに歩調を合わせるように今年3月末、日本アーカイブズ学会では内部に設置した諮問委員会(アーキビスト資格認定制度検討委員会)が「アーキビスト資格とアーキビスト登録による資格制度の創設」という答申を行っています(<http://www.jsas.info/>からアクセス可能)。この答申は、同学会が「起点となり、アーキビスト資格制度を創設するべきこと」や「アーキビスト資格制度の要件」など4項目に言及しています。

このアーキビストの資格や養成の問題については、日本学術会議も過去数回にわたって取り上げています(右表)。例えば、近年では2010年と2008年の提言等があります。アーキビストの資格・養成問題は、日本におけるアーカイブズの普及・定着にもかかわる緊急かつ重要な課題です。日本アーカイブズ学会の今後の諸動向に注目したいと思います。

年月	アーカイブズ・アーキビスト関連の勧告・提言等
1959.11	勧告「公文書散逸防止について」
1969.11	勧告「歴史資料保存法の制定について」
1977.11	要望「官公庁文書資料の保存について」
1980.05	勧告「文書館法の制定について」
1988.05	報告「公文書館専門職員養成体制の整備について」
1991.05	要望「公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立について」
2002.03	報告「行政改革と各種施設等独立行政法人化の中での学術資料・標本の管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について」
2003.06	報告「学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について」
2008.08	提言「公文書館法とアーキビスト養成」
2010.04	報告「日本の展望—学術からの提言 2010」

(日本学術会議ウェブページより作成)